

施設基準届出事項のご案内

当センターは厚生労働大臣が定める健康保険法による保険医療機関です。

○標榜科目

整形外科 小児整形外科 小児科
児童精神科 歯科

当センターの施設基準につきましては、下記の事項を届け出ています。

○基本診療料

障害者施設等入院基本料(10:1入院基本料)
診療録管理体制加算(診療録3)
データ提出加算3 □(200床未満)
小児入院医療管理料5(加算あり)
情報通信機器を用いた診療
医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算

○特掲診療料

脳血管疾患リハビリテーション料(I)
運動器リハビリテーション料(I)
障害児(者)リハビリテーション料

(特掲診療料つづき)

小児運動器疾患指導管理料
児童思春期精神科専門管理加算
児童思春期支援指導加算

○入院時食事療養

○入院時食事療養(I)

医科点数表第2章第10部

手術の通則5及び6に掲げる手術の件数
(令和6年4月～令和7年3月)

○区分3に分類される手術

才 内反足手術等 1件

希望が丘こども医療福祉センター所長

1 管理者の氏名

所長 徳山 剛

2 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

○整形外科・小児整形外科

徳山 剛、岩佐 一彦、田中 薫

○小児科

内木 洋子、山内 知貴、中川 真子、
白上 遊

○児童精神科

柳澤 尚実、栗林 英彦、高岡 健

○歯科

朝日大学派遣医師

3 診療時間及び休診日

○診療時間

午前 9:00 ~ 12:00

午後 1:00 ~ 5:15

○休診日

土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12月29日 ~ 1月3日）

所長が別に定める日

医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算に関する揭示

当センターは、電子処方箋の発行をはじめとする医療DXを推進するとともに、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を閲覧・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

【医療DX推進体制整備加算】

- 初診時 (医科) 10点
- 再診時 (歯科) 8点

【医療情報取得加算】

- 初診時 1点
- 再診時 (3ヶ月に1回に限り算定) 1点